

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」発出

新型コロナの患者の受け入れ等により、施設基準の実績要件を満たさなくても直ちに届け出をしなくてもよい場合について改めてまとめられています。これらの対象となる医療機関は、平均在院日数等一定期間の実績が求められる要件について、対象となった期間を実績期間から除くことも可能となっています。

「新型コロナ」によって時限的に認められている電話等での診療の不適切例と研修について

厚生省 8/26 付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」で、4月10日付事務連絡で示された下記の要件が守られていない処方があるとの指摘がされていますので、改めて注意が必要です。またこうした例が発生していることから、電話や通信機器を用いた診療を行う医師も、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」で求められている研修を、来年3月末までに受講することとされています。同研修はeラーニング形式で受講できます。インターネットで、厚生労働省の「オンライン診療研修実施概要」を検索してください。

- ① 麻薬及び向精神薬を処方してはならない
- ② 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とする
- ③ 診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤の処方をしてはならない

「疑義解釈」その29、30、31が発出されています

重症度、医療・看護必要度に関することや、新たに SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出の対象となった検査機器等です。

診療報酬改定関連「訂正通知」が発出されています

「特定薬剤治療管理料1」のバンコマイシンの初回月加算等点数表に関するもの、施設基準、「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目」に係るレセプト電算処理システム用コード一覧の項目追加、診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧の訂正等があります。

9月末で経過措置が終了となる施設基準について

事務連絡「令和2年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」が発出され、この9月末で経過措置が終了となる施設基準が改めてまとめられています。また、いくつかの入院基本料、加算等の「重症度、医療・必要度」に係る施設基準、回復期リハビリテーション病棟入院料1又は3の「リハビリテーションの効果に係る実績の指数」に係る施設基準、地域包括ケア病棟入院料1又は3診療実績に係る施設基準の経過措置が、さらに延長される予定であることも触れられています。

前歯部のCAD/CAM冠が9月1日より保険適用

8月19日の中医協総会で前歯部へのCAD/CAM冠の保険適用が承認され、9月1日から保険適用がスタートしました。基本的に算定ルールは従来のCAD/CAM冠の取り扱いと同様です。材料としては、「カタナアベンシアン」（クラレノリタケデンタル株式会社）が保険収載されました。償還価格は5,760円です。

以上の情報の詳細は協会のホームページにも載せてありますので、ご確認下さい。

「新型コロナウイルス感染症」の影響に関する第3次アンケートにもご協力ください。